労働金庫法施行規則の一部を改正する命令(平成十年総理府・大蔵省・労働省令第六号)

2	(削る)	第二条 (略)	(経過措置)	附則	
					改
					正案
3 	2 金	 第 二			
() () () () () () () () () ()	金庫法第五十八条第六項第一号に規定する短期社債等に係るものを新規則第十二条第四項の規定は、同項第二号に掲げるもの(労働	条 (略)	(経過措置)	附則	
り第十十十二十十十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	第六項第一号に担係の規定は、				現
一条第四項第四号に掲げるものについては	に規定する短期は、同項第二号				行
げるものについ	定する短期社債等に係るものを同項第二号に掲げるもの(労働				
ては	の を 動				